水道メーター貸付申込の手続き

1 要件の確認

- ①検定有効期間満了に伴う取替えで、建物内のすべての水道メーター (以下「子メーター」という) を取替える。
- ②貸付の対象となる子メーターの口径は13 mm、20 mm及び25 mm。 貸付の対象とならない子メーターが建物に設置してある場合は、建物の所有者の負担で購入していただくお約束が必要となります。
- ③お申し込み時には、検定有効期間が満了するまで3カ月の期間がある。
- ※③につきましては、貸し付けを初めて受ける場合は、この限りではありません。

2 お申し込み

上記の要件をすべて満たす場合は、「子メーター貸付申請書(様式第1号)」により、 お申し込みが可能です。上下水道局へ提出してください。

※お申し込みの前に

お申し込みの前に、建物の給水管など水道施設の状況をご確認ください。 取替えが 必要な子メーターの周りに空間があるか、給水管が取替作業可能状態かなど。 事前に諫早市指定給水装置工事事業者にご確認ください。

3 審査

- ①直視による検針が可能か調査させていただきます。
- ②親メーターの水量と子メーターの水量の総和の状態を確認させていただきます。
- ③お申し込みの子メーターの口径、個数等の確認をさせていただきます。
- ④問題が見つかった場合は、ご説明させていただき、再度問題が解消されたかを確認 させていただきます。

4 貸付決定

審査の結果、要件を満たしていることが確認できましたら、「子メーター貸付決定通知書(様式第2号)」をお送りいたします。

5 業者への依頼

「子メーター貸付決定通知書」をお受け取りになったら、子メーターの取替えを「諫早市指定給水装置工事事業者」に指定されている事業者へ依頼してください。(事前に依頼されていてもかまいません。)

工事日程が決まりましたら上下水道局へ連絡をしてください。(できるだけ工事予定 日の2週間前までにお願いします。)

6 子メーターの受け取り

- ① 子メーターを上下水道局に受け取りに来てください。(ご本人または業者の方。) この時「4 貸付決定」で送られてきた「子メーター貸付決定通知書」をご持参く ださい。持参されなかった場合受け渡しができません。
- ②上下水道局で「子メーター貸付決定通知書」に必要事項を記入した後、子メーター をお渡しいたします。

7 子メーターの設置

- ①受け取られた子メーターは、速やかに「諫早市指定給水装置工事事業者」に指定されている事業者によりお取替えください。
- ②お取替えが終わったら、速やかに「子メーター交換連絡票(様式第4号)」を作成し、 上下水道局へ提出してください。

※お手続きに関しまして「諫早市指定給水装置工事事業者」が代理されてもかまいません。